

1 基本的な考え方

いじめは、決して許されない暴力行為です。しかし、どの生徒にも被害者・加害者になる可能性があることを踏まえないければなりません。いじめは、どのような時、場面にも起こり得る状況にあり、学校、保護者、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

いじめ問題への取り組みは、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要があります。日常の指導体制を定め、未然防止を図らなければなりません。また、早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかな対応が求められています。さらに、交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、たくましく生きていくことができる力を育てることも大切です。この活動は、教育活動の在り方にも密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが重要です。

2 いじめとは

(1) 定義

「いじめ」とは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「生徒等」という。）に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」のことをいう。北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条

なお、起こり得る場所は学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) 認識

- ア どの生徒にも、どのような状況においても起こり得るものである。
- イ 人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ウ 教職員、保護者などの大人には気づきにくい。
- エ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ その行為の態様により「暴行」「恐喝」「強要」などの刑罰法規に抵触する。
- カ 教職員の生徒観や指導の在り方に大きな関わりをもっている。
- キ 家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク 学校、保護者、地域社会などすべての関係者が役割を果たして、取り組む問題である。

(3) 構造と動機

ア 構造

被害者、加害者だけでなく、「観衆」「傍観者」など周囲に生徒がいる場合が多く、これらが「抑止作用」や「促進作用」になる。

イ 動機

- (ア) 嫉妬心（相手へのねたみ。出る杭は打たれる）
- (イ) 支配欲（自分の思いどおりに相手を支配しようとする）
- (ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）

- (エ) 同調性（強い者に追従する。長いものにはまかれろ）
- (オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- (カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復する）
- (キ) 欲求不満（憂さ晴らしのため相手を攻撃する）

上記の動機が複合的に関係している場合が多い。

(4) 状態

いじめの状態には以下のものが考えられる。

相手を中傷する、あざける、落書き、持ち物を破損させる、集団で無視をする、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、メール等の誹謗中傷、偽り中傷する噂を流す、授業中のからかい、仲間はずれ、暴力、たかり、使い走り など

(5) 解消

いじめの解消の判断については、被害生徒と加害生徒の関係修復状況を勘案するとともに、以下の2点が満たされて解消と判断する。

ア いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいる。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談などにより確認できている。

3 未然防止

いじめ問題において、いじめを起こさない環境作りが求められ、未然防止に取り組むことが最も重要である。「いじめはどのような学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員はもち、好ましい人間関係を築かせる必要がある。本校の特性などを把握したうえで、年間を見通した予防的、積極的な取り組みを計画・実施する。

(1) 実態の把握

共に笑い、涙し、怒り、生徒と同じ目線で事情を捉える教職員の「気づき」が大切である。生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めなければならない。

(2) 居場所作り

授業をはじめ学校生活において、他者と関わる機会を工夫し、考え方の違う者同士が認め合う仲間づくりが大切です。「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が他者理解への意欲になる。教職員からの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、良好な関係づくりに寄与する。

(3) 人権を尊重する豊かな心（道徳教育の充実）

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、許されるものではない」ことを理解させることが大切である。人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重や人権感覚を育み、意識の高揚を図る。また、参加希望生徒を対象に「ピア・サポート」トレーニングなどの活動を通じて、コミュニケーションの大切さを学ぶ。

(4) 主体的な生徒の取組

生徒会執行部が主となり、各委員会と連携し、挨拶運動、生徒会便りの発行、集会時における防止への呼びかけなど、生徒の組織的な活動を充実させる。

(5) 保護者・地域への働きかけ

保護者会やWebページ、地域のイベントなどで、指導方針や実態などの情報を提供し、意見交換できる環境を設ける。問題解決のために多くの協力を得るため、広報活動を充実させる。

4 早期発見（組織対応マニュアル参考）

（１） 気づく力を高めるために

生徒の声に耳を傾け、生徒の立場に立ち「守る」という姿勢が大切である。些細な言動から、心の叫びを敏感に感じ取る感性が求められる。共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

（２） 態様

いじめの態様は、その行為が刑罰法規に抵触する可能性があることを認識させる必要がある。

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、相手に不快な発言・・・脅迫、名誉毀損、侮辱

イ かるくぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る・・・暴行

ウ ひどくぶつかる、叩く、蹴る・・・傷害

エ 金品をたかる・・・恐喝

オ 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる・・・窃盗、器物破損

カ 嫌がることや恥ずかしいことをさせる、危険なことをさせる・・・強要、強制わいせつ

キ インターネットやスマートフォンなどで、誹謗中傷をおこなう・・・名誉毀損、侮辱

その他、「仲間はずれ」や「集団による無視」等刑罰法規には抵触しないが、同様に毅然とした対応が必要となる。

（３） 見抜くために

常にいじめが潜在しているという意識を持つことが、見落としを防止する。

ア いじめは見えにくいところで行われている。

（ア） 無視やメール、ラインなど客観的に状況は把握しにくい形態

（イ） 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活の練習のふりをして行われる形態。

イ 本人からの訴えは少ない

（ア） 親に心配をかけたくない。

（イ） いじめられている自分はダメな人間だ。

（ウ） 訴えても先生を信用できない。

（エ） 仕返しがかわい。

（オ） 自分自身で解決できていると思っている。

ウ ネットにかかわること

SNSでのいじめは学校ではほとんど見えないので、家庭からの情報が重要である。「着信があっても見ようとしない」「パソコンやスマートフォンなどを利用しなくなった」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝えておき、即座に学校へ連絡するように依頼しておこう。

（４） 手だて

ア 日々の観察

生徒のいるところに教師有りという姿勢で、休み時間・昼休み・放課後に雑談等の機会に、様子を感じ取る。生徒と共に過ごす機会が発見の手がかりである。

イ 観察の視点

クラスや学校内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られる場合、他の教職員と相談のうえ、グループに対し適切な指導を構築することが好ましい。

ウ 対話の構築

必要に応じて気になる生徒に日記等を書かせることで信頼関係の構築につながる。

エ 教育相談

日常の活動の中で教職員からの声かけが大切である。定期的な教育相談後の共通理解会議を参考に積極的な相談体制を心がける。また、子ども理解支援ツール「ほっと」などの結果分析に基づいた教育相談を実施する。

オ アンケート調査

定期的な実施（6月、11月）のみに拘らず、実態に応じて行う必要がある。記入についても、HR内で記入することが難しい状況も考えられるので、方法については工夫が必要となる（記名、無記名、持ち帰り など）。

(5) 相談しやすい環境づくり

ア 本人からの訴え

(ア) 心身を保証する

「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、具体的な安全を保証する。

(イ) 気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で行う。

イ 周りの生徒からの訴え

(ア) 他の生徒の目が届かない所や時間で、真摯に受け取る。

(イ) 「よく知らせてくれたね」その勇気ある行動を称え、情報元を明かさないう事を伝え、安心感を与える。

ウ 保護者からの訴え

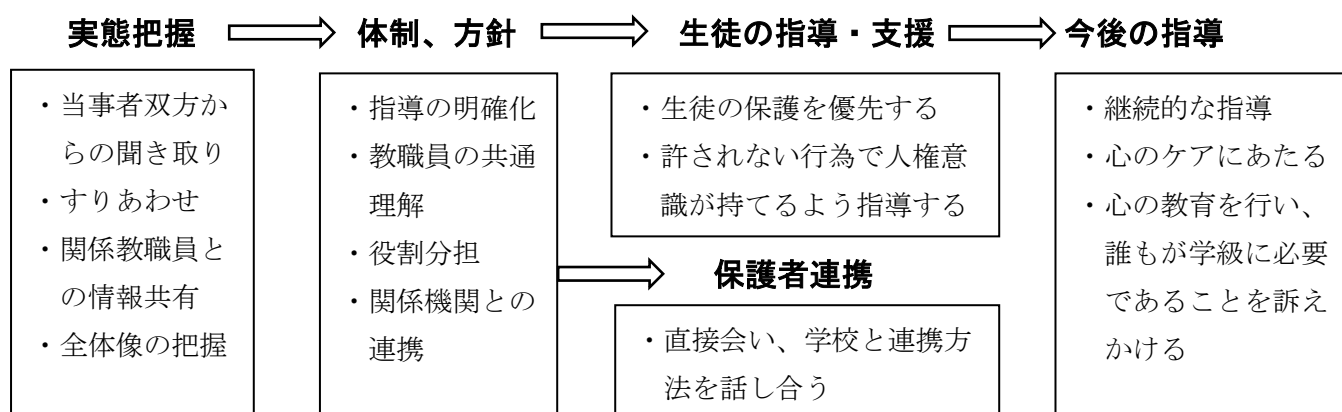
(ア) 日頃から保護者との信頼関係を築く。

(イ) 問題が起こっていない時に信頼関係を構築するための工夫をする。日頃から、良いところや気になるところなど、学校の様子を連絡する。

(ウ) 悪いところや苦手なことを一方的に指摘されると、保護者は自分自身の子育てを否定されたと感じることがあるので、気持ちを十分に理解し接する。

5 早期対応

(1) 基本的流れ



(2) 具体的な対応

ア いじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒を守る

情報を聴く場合、他の生徒たちの目に触れないように配慮する。事実関係を確認する場合、被害

者と被疑者を別の場所で行う。

いじめ情報を伝えた生徒を守るため、登下校、休み時間などにおいても教職員の目が届くよう体制を整備する。

イ 事実確認と情報共有

事実確認は、行為に至る経過や心情などをいじている生徒から聞き取るとともに、周囲や保護者等第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。特に、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づき丁寧に行う。短時間で正確な把握のため、複数の教職員で、管理職の指示のもとに連携と情報共有を行う。

ウ 保護者の責務

- (ア) 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情などを十分に理解し、対応するよう努める。
- (イ) 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解し、最新の動向を把握することを心がけ、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。不適切な書き込みや画像などを発見した場合、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によって、警察等の専門的な機関と連携して対応しなければならない。

(1) ネット上のいじめ

書き込んだ人物を特定できないと考える傾向があるため、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。また、掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易であるため、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。一度流出した個人情報は、拡散しやすく回収が困難であるだけでなく、不特定多数に流れ、アクセスされる危険性がある。

(2) 未然防止

ア 保護者に伝えること

家庭でのパソコン・スマートフォンの第1義的管理は、家庭の指導が必要であることを確認する。フィルタリングなど家庭でのルール作りを行い、必要性についても検討する。

ネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出する事がおこっていることを情報として周知する。

ネット利用に伴う表情の小さな変化に気が付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談するように指導する。

イ 学校での指導

(ア) ネットの特異性を理解させる

- a 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- b 匿名でも書き込みをした人を特定できる。
- c 違法情報や有害情報が含まれている。
- d 被害者の自殺、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- e 一度流出した情報は、回収できない。

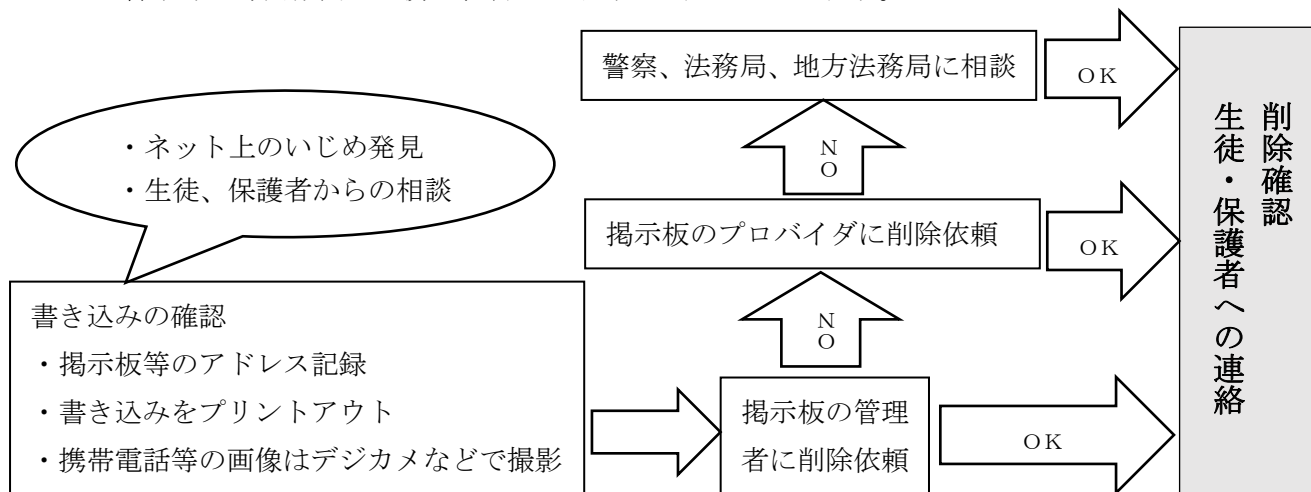
(イ) 生徒の心理状態を理解する

匿名（ハンドルネームなど）で書き込んでいると思っている。自分だと特定できない。
動画共有サイトで目立ちたいなど。

(ウ) ネットマナー教室で、スマートフォンなどによるインターネットの利用について、その
ルールやマナーについて理解を深め、トラブルの防止とともに望ましい使い方を学ぶ

(3) 早期発見・早期対応

警察等の専門機関と連携し、書き込み等の削除を迅速に行う。



※ 情報器機の進歩により新たな「いじめ」が発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心・注意をはらう必要がある。

平成 26 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日改訂